

# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

## 市民税・県民税申告書は郵送での提出にご協力ください

- ◎ 市民税・県民税申告書は前年度申告した方にお送りしていますので、下記のフローチャートに従って申告が必要な場合はお使いください。
- 申告書は2月2日(月)から郵送受付を開始します。eLTAX個人住民税電子申告システムを使用して申告することもできます。所得税の確定申告も、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できます。
- ◎ 作成した申告書は郵送での提出にご協力ください。また、自分で申告書の作成が難しい場合は、申告書に、住所・氏名・扶養親族等を記載し、源泉徴収票や控除証明書等の資料を同封して郵送してください。申告書への転記は職員が代行します。
- ◎ 申告書控えの送付をご希望の場合は、切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を同封してください。申告受付済証と申告書の写し(両面)を送付いたします。また、併せて添付資料の原本もお返しいたします。
- ◎ 市職員による作成相談を希望する場合は、事前予約が必要です。



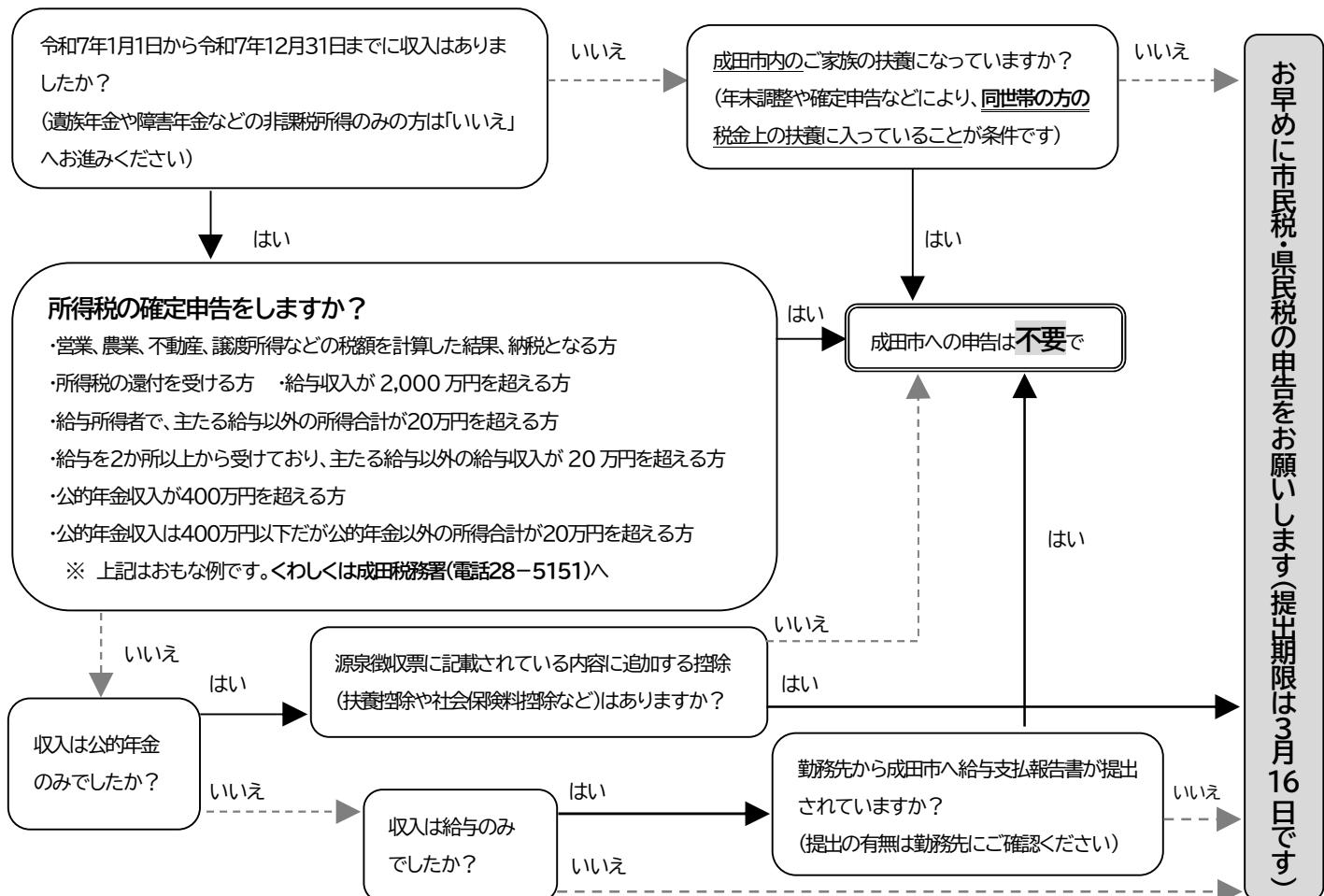
成田市 申告



(あて先)〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所市民税課

あなたは市民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆ スタート



◆ 各々の状況によっては、上図に当てはまらないことがあります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

成田市役所 市民税課(電話20-1513)

## 申告書の作成相談受付日程(提出期限は3月16日です)

申告書の作成相談を希望する方は、事前の予約が必要になります。

希望する日程と会場を市ホームページより申し込みしてください。電話での予約はできません。

所得税の確定申告は国税庁ホームページや成田税務署特設会場(イオンモール成田)にて作成・提出できます。

また、以下の会場でも2月16日(月)から受付いたします。

ただし、次に該当する方の確定申告は、市役所では受付できませんのでご注意ください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="radio"/> 寄附金控除(ふるさと納税など)、雑損控除を受ける方    | <input type="radio"/> 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 |
| <input type="radio"/> 営業・農業・不動産収入が500万円以上となる方      | <input type="radio"/> 青色申告をする方           |
| <input type="radio"/> 分離課税(譲渡、配当等、先物、山林、退職)の申告をする方 | <input type="radio"/> 外国税額控除等を受ける方       |
| <input type="radio"/> 準確定申告(納税者が出国、死亡した場合の申告)をする方  | <input type="radio"/> 令和6年分以前の申告をする方     |

※その他、減価償却費の計算が複雑なもの等、内容により市役所では受付できない場合があります。

会 場	月 日	申告書作成時間
市役所6階中会議室	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～正午 午後1時～4時 ※対面による作成相談は事前予約が必要です
下総公民館	2月19日(木)、20日(金)	
大栄支所2階会場	2月26日(木)、27日(金)	
中郷公民館	3月4日(水)	
公津公民館	3月5日(木)	
久住公民館	3月6日(金)	
八生公民館	3月11日(水)	
豊住公民館	3月12日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月13日(金)	

◆市役所が開設する会場での受付は平日のみとなります。日曜日の申告をご希望の場合は、3月1日(日)に開設される千葉西税務署の会場をご利用下さい。

◆下総地区の申告会場が下総支所から下総公民館に変更となりますのでご注意ください。

### 申告に必要なもの

- マイナンバーカード(個人番号カード)、又は番号確認書類(※1) + 身元確認書類(※2)
  - ※1 通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し
  - ※2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
- 給与所得の源泉徴収票    公的年金等の源泉徴収票    報酬・配当などの支払調書
- 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など(前年度申告の際の内訳書もお持ちください)  
※事前に収支が計算されていない場合は、受付できません。
- 社会保険料の支払証明書や領収書    生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類  
※必ず医療費控除の明細書等を作成してください。作成がお済みでない場合は受付できません。
- その他控除に必要な書類(障害者手帳など)

### 申告のお願い

- ◆ 申告会場では、指定された日時のみ、受付できます。なお、完成された申告書を提出される場合に限り、市役所2階市民税課、下総・大栄の支所で指定日以外でも受理します。  
最終日(3月16日(月))の両支所での受理は、正午までとなります。
- ◆ 所得税の確定申告をされる方へ(くわしくは成田税務署まで 電話28-5151)  
所得税の確定申告の受付は、2月16日(月)から成田税務署特設会場(イオンモール成田)で始まります。  
それより前の提出や相談については、成田税務署にお問い合わせください。

**市職員による作成相談が必要な方は事前予約が必要です。電話予約はできません。**